

令和6年第2回板野町議会定例会会議録（第2日）

日 時 令和6年6月13日（木） 午前10時00分 開会

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件 議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	犬 伏 雅 啓 君	3番	大 西 裕 也 君
4番	楠 本 千 草 君	5番	太 田 良 和 君
6番	三 原 大 輔 君	7番	根ヶ山 昇 君
8番	奥 尾 周 二 君	9番	東 條 昭 二 君
10番	松 浦 昶 君	11番	石 田 実 君
12番	水 口 昭 彦 君		

欠席議員（1名）

2番 藤 田 千 穂 君

説明のために出席した者

町 長	玉 井 孝 治 君	副 町 長	東 根 弘 幸 君
教 育 長	谷 川 健 二 君	総 務 課 長	高 橋 三 恵 君
税 務 課 長	三 木 正 文 君	福 祉 保 健 課 長	楠 本 剛 君
建 設 課 長	毛登山 悦 雄 君	水 道 課 長	松 浦 賢 治 君
環 境 生 活 課 長	末 岡 稔 久 君	会計管理者兼出納室長	山 本 敏 彦 君
人権コミュニティ課長	岡 田 加代子 君	下 水 道 課 長	晃 昇 政 治 君
子ども家庭総合支援センター所長	吉 本 洋 時 君	住 民 課 長	山 田 裕 子 君
産 業 課 長	浅 井 直 美 君	教育委員会次長	井 上 健 君

議場に参加した事務局職員

議 会 事 務 局 長 松 長 徹 君 議 会 事 務 局 係 長 村 上 愛 実 君

午前１０時００分 開会

○議長（水口昭彦君） おはようございます。会議を開くに当たり、傍聴人に申し上げます。

板野町議会傍聴規則第８条の規定にあります議場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないことなどのほか、静寂を旨とする事項を遵守していただきますよう、よろしく願いいたします。

会議に先立ち、欠席等の届けが参っておりますので、御報告申し上げます。２番藤田千穂議員が所用のため欠席をします。ただいま、出席議員は１１名です。定足数に達しておりますので６月４日に引き続き、再開します。これから本日の会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（水口昭彦君） 日程第１、「一般質問」を行います。一般質問の通告順序を申し上げます。

７番根ヶ山 昇議員・６番三原大輔議員・１１番石田 実議員、以上３名でございます。通告順に質問を許します。７番根ヶ山 昇議員。

〔７番（根ヶ山 昇君）登壇〕

○７番（根ヶ山 昇君） おはようございます。７番根ヶ山 昇でございます。通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、「農業振興について」伺います。農業は、古くから本町の基幹産業であり、その振興のためには、担い手育成とともに、経営の効率化や６次産業への取組を図っていくことを必要としているところでございます。今年の春人参の収穫は、非常に良かったようですが、しかし、その農業全体を取り巻く現状は、従事者の高齢化、後継者不足、輸入農産品との競合、農業機械・資材の高騰など非常に厳しい状況にあると考えます。そこで、お伺いをいたします。

１点目「本町の農業の今の現状をどのように捉え、現在どのように取り組んでいるのか。」伺います。そして、２点目「今後、町行政として農業振興を図るために、中長期的視点に立った計画や構想はあるのか。」伺います。

以上、１点目・２点目、併せてで構いませんので、御答弁のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 浅井産業課長。

〔産業課長（浅井直美君）登壇〕

○産業課長（浅井直美君） ７番根ヶ山 昇議員さんの御質問の「農業振興について」の１点目「本町の農業の現状をどのように捉え、現在どのように取り組んでいるのか。」と２点目「今後、町行政として農業振興を図るために、中長期的視点に立った計画や構想はあるのか。」の御質問に併せて御答弁をさせていただきます。

まず、板野町の農業についてでございますが、板野町全体の耕地面積は約６３９haで、そのうち、田が約５０４ha、畑が約１３５haでございます。農家戸数につきましては５６３戸で、そのうち、販売農家戸数は２５２戸となっております。板野町の主要作物である春人参の５月３０日現在の作付面積は３１２．６haで、販売額は３２億７，７００万円となっており、昨年度に比べて良好な販

売高となる見込みです。

次に、農業全体を取り巻く環境につきましては、吉野川下流域事業により、水環境の改善が図られているほか、多面的機能支払交付金事業の活用や、鳥獣被害の防止を図ることにより、農地における一定の環境整備は整っているものと考えております。このため、現在は、農業者の高齢化等による農家数の減少、遊休農地化が課題であり、担い手への農地の集積・集約化、農業者の確保がテーマであると考えております。

担い手への農地の集積・集約化につきましては、農業者へのアンケート調査や地域の話合いに基づき、地域における農業の将来の在り方を明確化した「人・農地プラン」を基本に担い手への農地の集積を進めており、また、農地中間管理事業を活用し、農地の借り手を幅広く募集することで、遊休農地の発生防止にも努めております。

農業者の確保につきましては、新規就農者育成総合対策事業を活用し、経営発展のための機械・施設等の導入支援や、就農に向けた経営開始資金の交付を行うなど、新規に農業を始められる方の支援を実施しております。

実績としましては、平成24年度から令和5年度までに7名の方が補助事業を活用して、新しく農業を開始しております。また、令和6年度につきましても1名の方が申請を予定しております。新規就農者の参入につきましては、随時、産業課において相談窓口を設け、農業委員会・農業支援センターなどの関係機関と連携し、今後も支援を継続していきたいと考えております。

本町は、農業を基幹産業とした町であり、中長期的な視点に立ち農業振興を図るためには、担い手への農地の集積・集約化、農業者の確保について継続して取り組むとともに、消費者と結びついた農業の展開を図ることが必要であると考えております。このため、第5次板野町振興計画に基づく、食育と連携した農業振興として「第3期板野町食育推進計画」及び地産地消の観点から、学校給食に地元産の食材を取り入れるとともに、基幹産業のブランドづくりとして、春人参を利用した商品の展示商談会への出品支援に加え、新たな特産品づくりの開発に取り組んでおります。

今年度中には、児童・生徒や保護者を対象に食育に関するアンケートを実施し、令和7年4月には「第4期板野町食育推進計画」を策定する予定としております。また、令和3年4月のオープン以降、多くの方が訪れる道の駅「いたの」を農業振興の拠点と捉え、特産物直売所により地産地消の推進を図るほか、春人参などの特産品を利用した新商品の開発支援や、新たな特産品開発に向けた農業者向け作付勉強会を開催するなど、消費者と結びついた農業の展開を図ることで、地域の農業者が今後も継続して、効率的で安定した農業経営が維持できるよう、国や県の補助事業も活用しながら、農業者の支援に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、7番根ヶ山 昇議員さんの御質問の答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 7番根ヶ山議員。

[7番（根ヶ山 昇君）登壇]

○7番（根ヶ山 昇君） 御答弁ありがとうございました。一口に農業振興といっても、いろいろ

な角度から施策や事業があると思いますので、それらを効率的に組み合わせて結果が出せる取組をお願いするものでございます。農業の持つ魅力や、その活力の可能性は、農家の皆様だけでなく、農業に興味を持つ人たちや農産物を通じて人の交流を生み、その交流は板野町の観光行政にもつながり、ひいては移住・定住行政にも発展してくるものと考えますので、先ほど申されましたように、農産物の振興を図りつつ、板野町の町を作り、地域を作り、それができていきますよう、国や県はもとより各種団体とも連携をした上で、幅広く充実した取組をお願いするものであります。よろしくお願いを申し上げます。

次に、「防災対策について」伺います。まず、今年の５月１日に板野町消防団第５分団として女性消防団が発足されましたこと、併せて「板野町DWA T」災害福祉チームも発足をされました。このことについて、まず、お喜びを申し上げます。おめでとうございます。非常に心強く感じますし、今後の御活躍を御期待申し上げる次第でございます。

さて、防災対策に係る「板野町国土強靱化地域計画」に掲げた事業の実施計画や進捗状況について伺います。防災対策につきましては、地方創生や少子化対策等とともに、国を始め、全国の各自治体が重点事項と位置づけて積極的に取り組んでいるところであります。

板野町でも、令和５年３月に「板野町国土強靱化地域計画」を改定し、大災害に備え、多くの事業や施策が目標年度と目標値を設定した上で実施されておりますが、そのうちの何点かについて、実施方針や、その進捗状況を伺います。

まず１点目「避難行動要支援者名簿の作成・更新と個別支援プランの作成状況はどうか。」伺います。２点目「板野町総合防災マップの活用状況はどうか。」伺います。３点目「防災士・被災宅地危険度判定士・被災建築物応急危険度判定士の登録者状況はどうか。」伺います。そして、４点目「上水道管路の耐震化状況はどうか。」伺います。

以上、４点について、お伺いいたします。順次、御答弁を頂けたらと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 楠本福祉保健課長。

〔福祉保健課長（楠本 剛君）登壇〕

○福祉保健課長（楠本 剛君） ７番根ヶ山 昇議員さんの質問事項の２「防災対策に係る板野町国土強靱化地域計画に掲げた事業の実施方針や進捗状況について」の１点目の御質問に対し、答弁をさせていただきます。平成２５年６月の災害対策基本法改正によりまして、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がい者などの対象者名簿の作成を行ってまいりましたが、令和３年５月には、法律の一部改正があり、優先度が高いと判断した方の「個別避難計画」について、おおむね５年間で作成することが自治体の努力義務となりました。

板野町の現況でございますが、現在も住所登録があり、以前から御登録いただいております方は約２２０名おられます。次に、今年３月に介護保険制度改正説明会時に介護サービス事業所に協力依頼を要請し、要介護３以上の方、約１８０名おられますが１１０人前後の名簿提出をいただい

おり、今後、個別協議等も行っていきたいと考えておりますが、同様に、障害福祉サービスにつきましても、自然災害や感染症が発生した場合の事業継続計画の策定が義務付けられておりますので、今後、事業所に御協力の依頼も行いながら計画の策定を行っていきたいと考えておりますが、大きな災害が起こった場合、避難を支援する方や、御家族も被災する可能性があり、その安全が前提で作られる計画でございますので、必ず支援を行うと約束もできず、法的な責任や義務を負うものでもありませんので、その点は御理解くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で、7番根ヶ山 昇議員さんの1点目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 高橋総務課長。

〔総務課長（高橋三恵君）登壇〕

○総務課長（高橋三恵君） 7番根ヶ山 昇議員さんの「防災対策に係る板野町国土強靱化地域計画に掲げた事業の実施方針や進捗状況について」の2点目の御質問に対し、答弁をさせていただきます。

国土強靱化地域計画では、事前の防災力の強化を目的に、大規模水害による被害を最小限にするため洪水ハザードマップを作成し、住民の防災意識の高揚や避難態勢の強化に努めるとございます。

本町総合防災マップは、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域、中央構造線・活断層に関する区域、更には避難所、防災に役立つ情報なども掲載しており、災害時や事前の備えに役立てていただくことを目的に平成30年に作成をし、町内全戸配布を行うとともに、公共施設にも常設し、転入者には窓口で配布を行っているところでございます。

また、昨今の風水害や大型地震の頻発化に伴い、住民の皆様の防災意識が高まりつつあり、防災マップを求めて来庁される方も増えております。総合防災マップは、町ホームページや国土交通省のハザードマップポータルサイトにも掲載がされており、いつでも閲覧することが可能となっております。

以上で、まず2点目の7番根ヶ山 昇議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

続いて、3点目の御質問に対して、答弁をさせていただきます。「防災士」につきましては、令和6年第1回の楠本議員さんからの一般質問でも答弁をさせていただきましたように、地域のリーダーとして防災に関する実践的な知識や技能を習得し、日本防災士機構から認証を受けた方でございます。

令和5年3月に策定した「板野町国土強靱化地域計画」における防災士の目標値は、令和8年度までに町内で80人、職員が30人としておりました。令和6年2月末現在の板野町在住の防災士登録者数は102人、更には、職員が27人、取得済みでございまして、今年度、新たに5名の職員が受講予定で、目標は達成できている状況でございます。

次に、「被災宅地危険度判定士」でございます。被災宅地危険度判定は、被災地又は被災県からの要請により、擁壁・切土・盛土法面などを有する宅地を調査し、その危険度を判定するもので、資格を取得するためには土木・建築技術の実務経験を有する者、また、自治体の職員で土木・建築に関する技術に3年以上の実務経験を有する者などの条件をクリアし、県が実施する「被災宅地危険度判定士養成講習」を受講した後に登録をすることで業務を行うことが可能になります。令和8年度までの目標値は10人としておりますが、現在、職員で11人、職員以外で6人が登録を完了しており、目標は達成済

みでございます。

続いて、「被災建築物応急危険度判定士」でございます。被災建築物応急危険度判定士は、地震発生後、余震等による建築物の倒壊や部材の落下等による二次被害を防ぐため、被災建築物の状態を判定するものでございます。判定士になるためには、建築士の資格を持っている者、また、土木若しくは防災に関する業務に従事した経験のある行政職員で、宅地危険物判定士と同様、講習会の受講が必須となります。令和8年度までの目標数値は15人で、現在、職員で15人、職員以外でも4人が判定士として登録が完了しており、こちらも既に目標が達成できている状況でございます。

災害が激甚化・頻発化している中、本町の国土強靱化地域計画では、事前に備えるべき目標として「制御不能な二次災害を発生させない」を掲げており、発災後、応急危険度判定を円滑に実施するため、引き続き、徳島県建築士会や自主防災組織等との連携を図りながら、判定士の養成や実施体制の強化に努めてまいります。

以上で、7番根ヶ山 昇議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 松浦水道課長。

[水道課長（松浦賢治君）登壇]

○水道課長（松浦賢治君） 7番根ヶ山 昇議員さんの「防災対策に係る板野町国土強靱化地域計画に掲げた事業の実施方針や進捗状況について」の4点目「上水道管路の耐震化状況」の御質問に御答弁申し上げます。

上水道は、住民生活に欠かせないライフラインの一つとして重要な役割を担っており、大規模な地震発生時における水道施設の被災を防ぐため、「板野町国土強靱化地域計画」において水道施設の基盤強化を重要施策として掲げ、水道管の耐震化を進めているところでございます。

御質問の「板野町国土強靱化地域計画に掲げた事業の進捗状況」として、上水道管路の耐震化の状況ですが、令和5年度末現在、本町の水道管総延長は140.4kmで、そのうち、耐震性を有する水道管の延長は44.9kmとなっており、令和4年度改定の「板野町国土強靱化地域計画」から1.2km耐震化が進んでいる状況です。

次に、全国の公表基準である、基幹管路（重要水道管）の耐震化の状況ですが、本町の基幹管路延長18.1kmのうち、耐震性を有する水道管の延長は11.4km、耐震適合率は令和5年度末現在63.2%となっております。参考として、令和4年度末現在の耐震適合率は、全国平均で42.3%、徳島県平均で29.1%の状況で、地震災害等の発生に備え、水道管の耐震化の推進が急務であり、全国において水道管の耐震化工事が進められております。

本町では、国の交付金事業を活用した水道管の耐震化工事を毎年実施しており、令和5年度以降、吹田地区から大坂地区の水道本管2kmの耐震化工事をしております。今後におきましても、「板野町国土強靱化地域計画」に掲げた推進方針に基づき、水道管の耐震化を進める所存ですので、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で、7番根ヶ山 昇議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 7 番根ヶ山 昇議員。

[7 番（根ヶ山 昇君）登壇]

○7 番（根ヶ山 昇君） ありがとうございます。もう既に目標を達成している事項もあるよう
でございますが、その他のものについても、強靱化計画の趣旨に沿って、ほぼ目標に沿って進捗が
できているようであります。今、発生が懸念されます大災害から町民の皆様の生命・財産を守り、
安全安心な板野町を作るためには、事前の対策は重要な課題でありますし、最近、事前復興の取
組まで必要であるといわれております。ハード面・ソフト面、併せて計画的に残るものについても、
目標達成に向けて引き続き、取り組んでいただきますよう、お願いをいたします。

以上、農業振興と防災対策よろしくお願いを申し上げまして、質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（水口昭彦君） 以上で、7 番根ヶ山 昇議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、小休します。

午前 1 0 時 2 4 分 小休（消毒作業）

~~~~~

午前 1 0 時 2 5 分 再開

○議長（水口昭彦君） 再開いたします。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 引き続き、一般質問を行います。6 番三原大輔議員。

[6 番（三原大輔君）登壇]

○6 番（三原大輔君） それでは、令和 6 年 6 月板野町定例議会、一般質問、始めさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。一つ目です。「防災対策について」お聞きしたいと思います。

先ほど、根ヶ山議員もおっしゃっていたとおり、防災対策は非常に重要な施策であり、住民一人一人が防災の主体となり、地域ぐるみで災害に備えることが非常に大切です。そのために住民参加型の実践的な訓練は欠かせません。防災訓練を行うことで、災害時の適切な行動を実践的に身につけることができ、訓練を通して実際の避難経路や避難場所・安否確認方法など、実際に災害が起きた際に取りべき行動を体験することができます。また、地域コミュニティのきずなが深まり、住民同士が顔を合わせ協力する良い機会となります。このような訓練を定期的に行うことで、実際に災害が起こった時、初めて助け合える関係が構築されます。そのほかにも、実際に訓練をすることで、避難経路の問題点や高齢者や障がい者支援の必要性など、地域ごとの課題が浮き彫りになり、対策を立てやすくなるという大きなメリットもあります。

板野町は、東地区・南地区・西地区と小学校区で大きく三つの区に分かれており、それから更に村ごとの町内会が存在します。板野町は、防災拠点となる道の駅を中心に防災訓練などを計画しておりますが、実際の災害を想定した場合、改めてその地域ごとの防災訓練が必要ではないでしょうか。本来は、自主的に町民が自主防災活動を行うべきなのかもしれませんが、昔に比べ人口減少や

高齢化により、現在では、ほとんどの町内会が昔あったような活力を失い、機能低下しているようにも感じます。このような時こそ、行政が主導することで初めて各地域での避難訓練の実施ができるのではないかと考えております。

そこで、質問します。一つ目です。板野町主体で、各地域ごとの住民参加型の防災訓練の今後の実施計画を検討してみてもどうかと思っているのですが、答弁よろしくお願いします。

○議長（水口昭彦君） 高橋総務課長。

〔総務課長（高橋三恵君）登壇〕

○総務課長（高橋三恵君） 6番三原大輔議員さんの御質問の「防災対策について」の1点目の御質問に対して、答弁をさせていただきます。

令和6年第1回の定例会におけます一般質問で、石田議員さんから同様の質問を受けておりまして、答弁としては繰り返しになりますが、防災訓練は被害の軽減を図る上で重要な位置づけとしており、これまでに避難所開設から設営・炊き出し訓練・民生委員さんとの連携など震度6強を想定した避難所訓練を実施してまいりました。また、今年度の避難訓練につきましても、「町民の皆様の命を守るための訓練として、大規模地震発生時を想定した町民参加型の避難訓練を計画している。」との答弁をさせていただいております。訓練の実施日は9月7日、第1土曜日を予定しておりまして、町内の校区ごとに地域の皆様に御参加をいただけるよう、町民センター・ふれあいプラザ・南公民館の3か所で避難所の開設ボックスを活用しました避難所開設訓練を実施いたします。

また、7月11日には自衛隊・消防にも御参加をいただき、県危機管理部指導の下、職員を対象とした、発災時の初動対応能力向上を目的とした図上訓練を実施する予定でもございます。さらに、板野町の消費生活相談所では7月に東・西・南地域におきまして「おさいふ学ミニ講座」として防災をテーマに講座を開催し、総務課防災担当者が講師を務めるなど、行政主導で機会を捉えて防災意識の向上を図っているところでもございます。

大規模災害に見舞われたとき、地域住民の皆様による避難所運営が大変重要になってまいります。町民の皆様におかれましては、自主防災組織を中心とした訓練・お隣同士の声の掛け合い・避難ルートの確認なども積極的にお取組をいただき9月7日の防災訓練には、大勢の方に御参加をいただけますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上で、6番三原大輔議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 6番三原大輔議員。

〔6番（三原大輔君）登壇〕

○6番（三原大輔君） 行政主導で大きな枠で避難訓練をしているというのは、すごく、これも重要なことだと思うんですけど、今回、質問したのは町内会レベルの各地域ごとでの避難訓練を主導してみてもどうかという質問だったので、それを検討してみてもどうかという質問なので、この各町内会レベルでの各地域での避難訓練の主導を検討してみてもどうかということに対しての答弁よろしくお願いします。

○議長（水口昭彦君） 玉井町長。

〔町長（玉井孝治君）登壇〕

○町長（玉井孝治君） 6番三原大輔議員さんの再問に答弁をさせていただきたいと思います。

ただいま、各地区での防災訓練ということの御提案でございますけれども、我々としては3小学校区で実施をさせていただきます。それぞれ自主防災組織は、確か82か所あるわけでございます。当然、カバー率が90%余りのカバーをしているわけでございますけれども、そういった自主防災組織を中心としたことでやっていくということで、やはり災害時には行政主導でなく、やはり地域の方がやっていただけるというのが、それが本当の姿でないかなと思っておりますので、そういったことを自主防災組織の会長さんもおいでます。そういったことを提案させていただいたらと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上で、6番三原大輔議員さんの再問に答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 6番三原大輔議員。

〔6番（三原大輔君）登壇〕

○6番（三原大輔君） では、今、町長が答弁していただいたように、自主防災訓練の呼び掛けをよろしくお願いいたします。では、次の質問に移ります。

地震による人的被害には、建物倒壊による圧死などに加えて家具類の転倒が起因となったものも多く、命を守る備えとして家具や家電を固定するなどの安全対策が大切です。そのための家具転倒防止器具の設置は、地震発生時の安全対策として非常に重要です。特に、小さな子どもや高齢者は危険性が高く、転倒防止器具を設置することで、このリスクを軽減できます。また、家具が転倒して通路を塞ぐと避難が遅れ、危険が増します。そこで、家具の転倒を防ぐことで安全な避難が改めて可能にもなります。ほかにも、倒れた家具が火災の延焼経路になったり出火原因になる場合もあり、転倒防止は地震の二次災害の予防にもつながります。家具転倒防止器具の設置は、適切な転倒防止器具の選択と正しい設置方法で優れた効果を期待できます。設置には手間が掛かりますが、地震に備える有効な手段の一つといえるのではないのでしょうか。

しかし、実際には、家具転倒防止器具の設置が地域住民に十分に浸透しているようには感じられません。以前に一度、板野町でも家具転倒防止器具設置に対する助成はありましたが、現在も器具設置の十分な普及に至っていないのではないのでしょうか。隣町の藍住町では今現在、家具転倒防止器具やガラス飛散防止フィルムの取付けに対する助成金支援を行っています。その隣の北島町でも、高齢者等の要配慮者を対象に家具転倒防止器具等の設置に対する補助金を交付しています。これらは、家具転倒防止器具の普及に大きく貢献しているように感じますが、板野町でも今後このような支援を行う予定はあるのか気になります。

そこで、質問です。今後、板野町では、家具転倒防止器具設置に対する補助の検討はあるのでしょうか。答弁をよろしくお願いします。

○議長（水口昭彦君） 毛登山建設課長。

[建設課長（毛登山 悦雄君）登壇]

○建設課長（毛登山 悦雄君） 6番三原大輔議員さんの「防災対策について」の2点目の御質問に対して、御答弁をさせていただきます。

御質問の本町の家具転倒防止器具設置に対する補助については、平成24年度には高齢世帯等を対象にフレッセ板野支部の御協力をいただき、家具転倒防止器具等の設置を440世帯に対して補助を実施しております。

また、現在も家具転倒防止器具設置の補助については、毎年度4月の広報紙に掲載させていただいており、高齢単身世帯等の自力では耐震化が困難な世帯を対象に減災化相談員を派遣して、危険箇所や家具の固定方法等のアドバイスを行っており、家具の固定や窓ガラス飛散防止等の措置をする場合については4,000円を御負担いただき、減災化対策支援事業として実施しております。

以上で、6番三原大輔議員さんの御質問に対する御答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 6番三原大輔議員。

[6番（三原大輔君）登壇]

○6番（三原大輔君） 先ほどの答弁では、減災化対策実施事業ということで4,000円の負担をいただいて、転倒防止器具の設置に対する何をされているとおっしゃったかをもうちょっと具体的に説明していただいたら有り難いんですけど。答弁よろしくをお願いします。

○議長（水口昭彦君） 毛登山建設課長。

[建設課長（毛登山 悦雄君）登壇]

○建設課長（毛登山 悦雄君） 6番三原大輔議員さんの再問に御答弁をさせていただきます。

先ほど、御説明させていただきました、負担していただく4,000円については通常でしたら、器具設置等については2万円ほど必要かなと思うんですけど、その5分の4を補助ということで御負担は4,000円ということになっております。

○6番（三原大輔君） 器具を設置してくれるってということですか？

○建設課長（毛登山 悦雄君） これについては、高齢世帯等が対象となっております。

以上で、6番三原大輔議員さんの再問に対する御答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 課長、器具設置を直接やってくれるのかどうかって聞っきよるんちがうで。自分でせないかんのか。

○建設課長（毛登山 悦雄君） それは、まず減災化相談員を派遣させていただいて、その状況を見て設置させていただくということになります。相談については、無料となっております。

以上です。

○議長（水口昭彦君） 6番三原大輔議員。

[6番（三原大輔君）登壇]

○6番（三原大輔君） すみません。再々問できないので、ちょっと今回、減災化対策実施事業について、ちょっと勉強不足だったので、またちょっと後日、課長、教えてください。また、それに

応じて今後、質問するかどうか考えますので、どうぞよろしくお願いします。

では、次の質問に移ります。二つ目の質問です。「新ごみ処理施設整備事業について」お聞きしていきます。令和6年5月21日の徳島新聞の記事に、このようなものがありました。「住民説明会が5月18日・19日と行われ、新ごみ処理施設建設が当初の予定から2年8か月遅れとなる令和10年4月の稼働を目指す方針を示した。」と。また、「新施設が稼働するまでの間、現行の施設に集まった阿波市と上板町と板野町のごみは焼却せずに施設外に搬出し、市外のごみ処理施設に受け入れてもらうとした。」と掲載されていました。

そして、いつものごとく、肝腎要の受入業者や臭気対策については運搬事業所は決まっていない。今後、予算を確保して業者を選定する。臭気対策も、そこから詳細を決める。と、選定過程での話合いや検討内容など全く情報が開示されていませんでした。その説明会の少し前の5月7日に行われた組合議会においては、水口議長が組合管理者に対して次のように発言しています。「構成町である板野町や上板町に対して、もう少し情報を開示し、説明責任を果たしていただきたいと思います。新聞などマスコミからの情報だけで、それ以外に事前の説明はありませんでした。今後とも来年7月の新施設稼働に向けての準備を進めていかれると思います。そういった情報は我々、構成町に対しても説明する機会を設けていただきたいと思います。どのようにお考えでしょうか。」と苦言を呈しながら質問していただいております。それに対し、管理者である町田阿波市長は、「事業を推進していくためには、各副管理者や構成市町の議員との連携や情報共有を今まで以上に強化していくことが必要不可欠であると考えており、御説明の場を設けながら進めていきますので、御理解よろしくお願いします。情報提供や協力体制の確保を行う。」と答えてくれております。

しかし、またもや住民説明会が行われた際の情報や進捗状況については、私たちは徳島新聞の記事を見て知った次第となりました。私もそろそろ、はっきり言わせていただきますが、組合管理者がこのことについて、どのように認識しているのかは定かではありませんが、いつになったら管理者の言う「御説明の場を持ちながら進めていきます。」ということになるのでしょうか。さすがに不誠実なのではないかと感じていましたところ、先日、行われた全員協議会でようやく今後の見通しの概略を説明していただくことができました。その今後の予定は、今月6月中に各市町の議会で負担額の補正予算、それを受けて、これまた、今月下旬に組合議会の臨時会、そして、来月の7月から8月に掛けて工事・積替え・搬出・運搬・処理業務の事業者を選定。9月から工事の準備に入るという、ここから3か月、急ピッチで準備期間に入るという本当に直前の直前に情報提供という慌ただしいものとなってしまいましたが、この情報提供を受けて、これからのごみ処理をどのようにしていくのか具体的な説明を求めたいので、質問していききたいと思います。

まず、一つ目、現行施設停止後の新施設稼働までの2年8か月の間、1市2町のごみは市外の処理業者に引き受けてもらう予定とのことですが、一番住民が身近に感じているのは、ごみ出しの方法は現行のままで良いのかということだと感じています。新ごみ処理施設が稼働した場合については、以前の一般質問で「現行と変わりなし。」とお聞きしていますが、この2年8か月の間も同様

に現行のままなんですか。答弁よろしくお願いします。

○議長（水口昭彦君） 末岡環境生活課長。

[環境生活課長（末岡稔久君）登壇]

○環境生活課長（末岡稔久君） 6番三原大輔議員さんの「新ごみ処理施設整備事業について」の1点目の御質問に対して、答弁させていただきます。

現在の中央広域環境センターでのごみ処理は、令和7年7月末までとなっておりますが、新ごみ処理施設稼働が間に合わず、新施設稼働までの2年8か月の間は、現在の中央広域環境センターを積替保管施設として、ごみを一旦、集めた上で、重機などで圧縮し、積替え後、搬出して市外の処理業者で処理することになります。

板野町としましては、以前からお伝えしていますとおり、新施設稼働後また新施設稼働までの2年8か月の期間につきましても、住民の皆様には今までどおりのごみ分別で対応させていただく予定となっております。

今後、より一層のごみの減量・リサイクルの促進・ごみ出しマナーの向上などに御協力いただきますよう、お願いいたします。

以上で、6番三原大輔議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 6番三原大輔議員。

[6番（三原大輔君）登壇]

○6番（三原大輔君） 答弁ありがとうございます。現行と変わりなしということで安心しました。是非、私が言わずとも、すると思うんですけど、広報紙等で現行と変わりなしということを住民の皆様周知していただきたいなと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

続いて、次の質問に移ります。ごみを市外に運ぶ想定であるとのことですが、その間の2年8か月間、ごみの処理方法について、お聞きしたいと思います。現状、民間施設との委託契約なりを結ぶ予定と想定されますが、自分たちのごみがどのように処理されるのかは非常に気になるところです。現在では、一般廃棄物は、ほぼ全て焼却処理されています。民間業者に委託すると一番懸念されるのは埋め立て処理ですけども、もしかして今更、埋め立て処理業者を選定するということは考えてないと思いますが、是非、どのような処理を行う業者を検討しているのか、お聞きしたいと思いますので、答弁よろしくお願いします。

○議長（水口昭彦君） 末岡環境生活課長。

[環境生活課長（末岡稔久君）登壇]

○環境生活課長（末岡稔久君） 6番三原大輔議員さんの「新ごみ処理施設整備事業について」の2点目の御質問に対して、答弁させていただきます。

御承知のとおり、中央広域環境センターは2市2町の一部事務組合で運営しており、令和7年8月以降は吉野川市を除く1市2町での運営となります。今回の御質問内容や施設運営に関しましては、一部事務組合の構成市町として回答させていただきます。

ごみの処理方法につきましては、先日の全員協議会で御説明させていただいたとおり、今後、中央広域環境施設組合におきまして、公募型プロポーザル方式により、ごみの処理方式や費用などを提案していただき、その内容を検討した上で、業者選定を行う予定でございます。

以上で、6番三原大輔議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 6番三原大輔議員。

〔6番（三原大輔君）登壇〕

○6番（三原大輔君） それは、構成市町の行政として、例えば、組合に対しては、どのような処理方法を望むというふうな思いを持っているのかっていうのを答えていただきたいと思いますので、答弁よろしくをお願いします。

○議長（水口昭彦君） 東根副町長。

〔副町長（東根弘幸君）登壇〕

○副町長（東根弘幸君） 6番三原大輔議員さんの「新ごみ処理施設整備事業について」の2点目の再問につきまして、答弁させていただけたらと思います。

先ほど、課長の方から構成市町としての意見ということで言わせていただきましたが、先ほど、課長の方からもお話がありましたように、来月以降、選考委員会という形で私の方も参加をさせていただき、先ほど申しましたように、議員さんからもお話がありましたように、埋立てということでは業者が処理方式も含めての提案とおっしゃいましたように、プロポーザル方式でございますので、その選考の中で、今の状況の中で埋立てがもし、入ってきたとしても、それは当然、選考の中で入るものではないと考えておりますので、それにつきましては十分、私の方でも参加をさせていただき、検討をさせていただきたいと思います。

以上で、6番三原大輔議員さんの再問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 6番三原大輔議員。

〔6番（三原大輔君）登壇〕

○6番（三原大輔君） 答弁ありがとうございます。ちょっと私が気にしてたのは、市外に私たちの一般廃棄物を搬出するという事なので、市外というと私たちの町以外の所が受け入れるということなので、それに対して受け入れる市町の住民がもし仮に、埋立てとかだったらすごく気にしてしまうのではないかと、もしかしたら遺恨が残ってしまうのではないかとということを気にしてたので、今回の質問させてもらいました。答弁ありがとうございます。

次の質問に移りたいと思います。先ほど、プロポーザル方式という言葉が出てしまいましたが、もう一度、質問させてもらいます。

○議長（水口昭彦君） 先ほどの質問で一旦、あれして次の質問…。

○6番（三原大輔君） はい、次の質問に移ります。

○議長（水口昭彦君） はい。

○6番（三原大輔君） 先日の全員協議会で、今後の予定として、今年の7月から8月に掛けて、

工事・積替え・搬出・運搬・処理業務の事業者を選定すると説明を受けましたが、もう一度お願いします。どのような方式で事業者を選定するおつもりですか。答弁よろしくをお願いします。

○議長（水口昭彦君） 末岡環境生活課長。

[環境生活課長（末岡稔久君）登壇]

○環境生活課長（末岡稔久君） 6番三原大輔議員さんの「新ごみ処理施設整備事業について」の3点目の御質問に対して、答弁させていただきます。

先ほど、御説明させていただいたとおり、中央広域環境施設組合におきまして、令和6年7月から8月に掛けて、公募型プロポーザル方式により、改造工事やごみの処理方式、また費用などを提案していただき、その内容を検討した上で、事業者を選定していく予定でございます。

以上で、6番三原大輔議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 6番三原大輔議員。

[6番（三原大輔君）登壇]

○6番（三原大輔君） 通告の時も、ちょっと、ちらっとプロポーザルっていうふうな話も聞いたんですけど、ちょっとプロポーザル方式なんですけどね、今ちょっと一旦プロポーザル方式の説明を簡単にしますと、プロポーザルは、発注者が複数の企業の中から最も優れた提案をした企業を契約の候補者として選定する方式で、自治体における発注先企業の選定は、普通は価格で選ぶ入札が一般的なんです。業務内容が複雑である場合とか、高度な技術や専門性が要求される場合にプロポーザル方式が採用されることはあります。これがプロポーザルで、もっと端的に説明したら、プロポーザルっていうのは提案で、入札は価格、提案と価格の違いなんですけど、例えばデザインとか設計とかね、プロモーションとか、例えば職員の研修とかの内容とかだったら価格より内容で選んでもいいんじゃないかなって思うんですけど、今回の場合は最初に令和7年度から令和9年度までの運営の限度額が35億円と価格ありきで話が進んでいるように感じるんですけど、この場合は入札ではないんですか。プロポーザルにする意味がちょっと、僕わからなかったんで、プロポーザル方式を採用する理由をお答えいただきたいんですけど、できるだけわかりやすい説明をお願いしたいなと思います。再問です。よろしくをお願いします。

○議長（水口昭彦君） 東根副町長。

[副町長（東根弘幸君）登壇]

○副町長（東根弘幸君） 続きまして6番三原大輔議員さんの「新ごみ処理施設整備事業について」の3点目の再問について答弁をさせていただきたいと思います。

先ほど、申し上げましたようにプロポーザルということで先ほど、私の方からもお話をさせていただきましたように当然、議員さんがおっしゃったように市外で処理をするということでは当然、埋立てなり、何なりという方法がございます。いろいろございます。焼却なり、熔融炉・ストローカ方式・埋立て等、業者からの提案ということでプロポーザルにさせていただいておりますので、ただ、こういうことで、こういう方式を決めてやってくれということではございませんので、提案

の中で業者がこういう処理やったらできるというような形でプロポーザルという形で、それで例としてポピュラーなとか、のような形で見積りを取った状態でございますので、あとについては、提案というのは、いろいろな方式がどういう形があるのかという、これも含めての提案ということで考えさせていただけたらと思います。

以上で、6番三原大輔議員さんの再問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 6番三原大輔議員。

[6番（三原大輔君）登壇]

○6番（三原大輔君） 見積りを取ったっていうのも、ちょっとよくあれなんですけど、見積りを取ったんですかね。取りあえず、その処理方法も含めた中で、公募で私たちはこんな処理方法を考えますよという中から選択するという意味合いですかね。はい、わかりました。ありがとうございます。次の質問に移ります。では、続けていきます。

四つ目の質問です。新ごみ処理施設建設予定地は、地権者と賃貸契約を結ぶ予定にしております。これは2年8か月後の新ごみ処理施設の建設予定地の話なんですけど、以前もお伝えしましたが、ごみ処理という最重要インフラ建設予定地がレンタルというのは常に不安がつきまといます。できれば買い取っていただきたいのですが、なぜかレンタルのまま話が進んでいます。

さらに、当初は2.9haの土地を購入予定だったのが2.6haのレンタルに変更と。建設地に隣接する土地は、地権者が有したままで事業用地を確保しようとしています。地図上で見ても、北側に道路があって、その真南に建設予定地、その南に調整池、そして、その南側に地権者の事業用地が隣接しており、地図で見ても新ごみ処理施設の横を通らないと地権者が事業用地に入ることができないような地形となっていますが、現在も契約交渉の途中ですが、その後の交渉の状況をどのように進展しているのか、お聞きしたいと思いますので、答弁よろしくお願いします。

○議長（水口昭彦君） 末岡環境生活課長。

[環境生活課長（末岡稔久君）登壇]

○環境生活課長（末岡稔久君） 6番三原大輔議員さんの「新ごみ処理施設整備事業について」の4点目の御質問に対して、答弁させていただきます。

新ごみ処理施設整備につきましては、令和6年3月までに阿波町、東長峰の建設予定地周辺の全7自治会から同意を得て、現在、中央広域環境施設組合が新ごみ処理施設建設に必要な事業用地部分について、借地として地権者と交渉中でございます。

今後の進展につきましては、今までどおり、その都度、議会全員協議会で御報告させていただきたいと思います。以上で、6番三原大輔議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 6番三原大輔議員。

[6番（三原大輔君）登壇]

○6番（三原大輔君） 何度も再問してしまって申し訳ないんですけど、事業用地を地権者の方が確保したまま、それを容認したまま交渉中ということではよろしかったですか。

答弁をお願いします。

○議長（水口昭彦君） 末岡環境生活課長。

[環境生活課長（末岡稔久君）登壇]

○環境生活課長（末岡稔久君） 6番三原大輔議員さんの再問に答弁させていただきます。

先ほど、再問いただきました内容につきましても、中央広域環境施設組合が必要な事業用地部分について、借地として交渉をしておるところでございます。それ以外、すみません。

以上で、三原大輔議員さんの再問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 6番三原大輔議員。

[6番（三原大輔君）登壇]

○6番（三原大輔君） わかりました。では、それを踏まえて最後の質問をしたいと思います。

ただでさえ、ごみ処理施設建設予定地が地権者と賃貸契約というのは解せないんですけれども、それに加えて地権者の事業用地が隣接しているというのも私としては、もっと解せないように思います。地権者が事業用地を何に使うのかはわかりませんが、ごみ処理施設のすぐ隣で何かの事業が開始されると、地権者との間で良くないことが起こりそうに感じるのは私だけではないと思います。

そこで、質問なんですけれども、地権者の事業用地が隣接していることについて、実際にトラブルなどは想定していますでしょうか。答弁よろしくをお願いします。

○議長（水口昭彦君） 末岡環境生活課長。

[環境生活課長（末岡稔久君）登壇]

○環境生活課長（末岡稔久君） 6番三原大輔議員さんの「新ごみ処理施設整備事業について」の5点目の御質問に対して、答弁させていただきます。

現在、中央広域環境施設組合が新ごみ処理施設建設に必要な事業用地部分について、地権者はもちろんのこと、周辺地域の方々ともトラブルがないよう、引き続き、契約に向けて交渉を進めているところでございます。

以上で、6番三原大輔議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 6番三原大輔議員。

[6番（三原大輔君）登壇]

○6番（三原大輔君） トラブルがないように進めていっていただきたいなと思います。

例えばね、臭気問題とか騒音問題とか例えば、従業員のストレスが多分、出てくるんじゃないかなあ、なんていうふうに思うんですけれども、是非ねトラブルがないようにしていただきたいなと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

では、最後に今回のごみ処理施設建設事業は、早くて2年8か月遅れ、地権者との契約もまだということなので、契約が遅れたら、その分遅れる期間も延びると思います。最悪3年以上遅れることとかも考えられるのではないかなと思います。それに、その間の受入施設がどこになるのか、その間のごみ処理が本当にうまくできるのかということも気になります。7月・8月で業者が決まれば、

また情報を頂いて、その気になる点があれば9月議会で質問したいと思います。

最初に申しましたとおり、今までは情報がなかなか入ってきておらず、入ってきても直前、説明も不足しているように感じます。が、施設組合管理者の今後の対応を期待したいと思います。

以上で、本日の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（水口昭彦君） 以上で、6番三原大輔議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間、休憩いたします。

午前11時00分 休憩（消毒作業）

~~~~~

午前11時10分 再開

○議長（水口昭彦君） 休憩前に引き続き、再開します。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 引き続き、一般質問を行います。11番石田 実議員。

〔11番（石田 実君）登壇〕

○11番（石田 実君） それでは、私の一般質問をさせていただきます。今回も何点か質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

「大規模災害の対応について」の1点目「道の駅の『いたの』の防災エリアの震災時の運営体制について」であります。道の駅「いたの」は御承知のように、地域連携・情報発信・防災など施設がございます。その中で、産地直売所は開業して日が浅いわけではありますが、さきの提案説明の中で、オープンした令和3年度から令和5年度末までの3年間で、来場者は123万人、売上額も合計21億6,400万円となっているということであります。こうしたこともあり、町の知名度もアップしているものと思います。

もう一つの区域に防災エリアがございます。広い敷地にヘリコプターも離着陸できるなど、大規模災害に対応するエリアとして期待がされているところでもあります。そこで、もし南海トラフ地震などによりまして大規模災害が発生した場合、町の災害対策本部長は町長ですから災害対策についての指示をするわけではありますが、災害が広範囲に及び、道の駅防災エリアでは支援物資の中継基地、あるいは救援部隊などの活動拠点となります。あるいは近隣住民などが避難してきた場合など、それぞれ最悪を想定するわけではありますが、その場合の運営体制・指揮系統はどのようになるのか、お聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（水口昭彦君） 高橋総務課長。

〔総務課長（高橋三恵君）登壇〕

○総務課長（高橋三恵君） 11番石田 実議員さんの御質問の「大規模災害時の対応について」の1点目の御質問に答弁をさせていただきます。

令和3年3月に完成した道の駅「いたの」防災エリアは、避難所や備蓄倉庫・ヘリポート・耐震性貯水槽等を備え、災害時の防災拠点としての整備を進め、令和3年6月には国土交通省から県内

で初めて、広域的な防災拠点に位置づけられる「防災道の駅」としての認定を頂いております。災害が発生した場合、板野町地域防災計画に示しておりますとおり、町長を本部長として板野町災害対策本部が設置され、安否確認・二次災害の防止・災害用設備の起動・避難所の開設等を行うこととしており、大災害時には道の駅「いたの」防災エリア内にある防災ステーションは避難所の開設、また万が一、役場庁舎が機能不全に陥った場合の代替施設としての機能を果たすこととなります。

防災区域エリアの一部エリアにおいては、四国電力・NTT・NTTドコモなどによる電気・通信等の事業者と敷地利用に関して災害協定を締結していることから、事業者からの求めに応じて、災害復旧における活動拠点として使用を許可することとなっております。また、災害時には広域的な避難者の支援拠点として、物資の調達や供給基地としての活用、自衛隊や警察・消防等の広域応援部隊の活動拠点、更には車中泊避難者の受入場所としての機能が見込まれることから、様々な関係機関と連携を図りながら大規模災害に向け、防災・減災に取り組んでまいりたいと考えております。以上で、11番石田 実議員さんの御質問の答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 11番石田 実議員。

〔11番（石田 実君）登壇〕

○11番（石田 実君） 答弁頂いたんですが、指揮系統は町長がというふうなことで、あとは関係機関と相談しながらやるということでもいいんでしょうね。はい、わかりました。大規模災害の場合は、非常に混乱も生じようかと思いますが、よろしく願いいたします。

続きまして、2点目は「災害時に住民に対して、井戸水の協力者を募集してはどうか。」という質問であります。能登半島地震の大規模災害では多くの課題があると思いますが、今回、私が提案したいのが井戸水の確保についてであります。報道では、珠洲市で地震から2か月経った時点で4,800戸のうち4,650戸が断水し、復旧率は3.1%に留まっておりました。同様に、被害が大きかった輪島市でも36%といいます。それは排水管だけでなく、給水人口の9割を占める放流浄水場ほか5か所の浄水場のうち4か所で被害に遭ったとしています。上水道が来ない状態が続いては、生活も大変だったと思います。

1995年の阪神大震災などでも長期間、飲料水や生活用水が確保できなかったことから、その後、断水時に住宅や工場・商業施設の井戸を近隣住民に開放する仕組みを導入する自治体が増えているといいます。石川県金沢市は、災害協力井戸の制度はありましたが、輪島市や珠洲市など8市町では、災害時に使える井戸を把握していなかったといいます。羽咋市では1月初旬、水が枯渇しそうな状態になったので、井戸水の開放を呼び掛け、市内の企業や市民が応じました。市のホームページに30か所を公開したとしています。その後1か月で断水が解消したと報道されました。それぞれ条件は異なると思いますが、やはり水がなければ生活がなかなか成り立ちません。

本町でも、防災対策に力を入れているのは、私も承知をしております。飲料水・生活用水については、道の駅「いたの」に60tの耐震貯水槽の整備がされ、断水時に対応できる給水タンク積載用車両の整備も行うとしております。その生活用水については、私が提案したいのは、井戸水の活

用についてであります。井戸水は、飲み水には適用をされませんが、トイレの水洗とか洗濯などには利用できます。それで、上板町は災害時協力井戸の登録の募集を行っております。内容も生活用水として使用できるものかどうか確認するための水質検査を行うとして、その検査費用も補助するというものであります。いろいろ規定はありますが、規定に合えば災害協力井戸として標識を立てて住民に知らせております。是非、本町でも井戸水の活用のため、災害時には住民に対して井戸水の協力を募集してはどうかと、こういう質問でありますので、御答弁のほど、お願いいたします。

○議長（水口昭彦君） 高橋総務課長。

〔総務課長（高橋三恵君）登壇〕

○総務課長（高橋三恵君） 11番石田 実議員さんの御質問の「大規模災害時の対応について」の2点目の御質問に答弁をさせていただきます。

令和6年3月11日付けの新聞報道では、災害で水道供給が止まった時に民間の井戸水を活用する「災害時協力井戸登録制度」を設けている自治体は、県内で4市町であると記載がされておりました。「一般の御家庭も被災者になる。」「災害時とはいえ私有地に勝手に踏み込んで利用するのは問題があるのでは。」「果たして大災害時に井戸水を汲み上げることができるのか。」など懸案事項もある中で、登録制度には至っていない状況でございます。

飲料に関しましては、先ほど石田議員さんの方からお話がありましたように、保存水の備蓄、道の駅防災エリアに整備の耐震性貯水槽、更には応援給水等により確保が可能とされておりますが、災害発生時は時間の経過とともに、必要となる生活用水が増加するものの、水量にも限界があります。このような状況の中、一般の御家庭ではなく、企業等が保有する井戸水を生活用水等として提供・供給をしていただき、効果的な応急対策につなげることができないか現在、模索しているところでございます。以上で、11番石田 実議員さんの御質問の答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 11番石田 実議員。

〔11番（石田 実君）登壇〕

○11番（石田 実君） 答弁頂いたんですが、企業等にも協力、当然そういうことにもなろうかというふうにも思います。やはり井戸水の活用については、協力井戸が近くにあれば、ポリタンクなどを持って、そこで生活用水をもらってくることもできます。

しかし、飲料水を運ぶ給水車は、地域を回って決められた場所での給水となると思いますので、やはり時間が掛かると思います。もう一つは、給水車は飲料水ですから無駄には、なかなかできません。そう考えますと、やっぱり井戸水も有効な対策になるのではないかと思います。なかなか個人では、っていうふうなことであったんですが、上板町では先ほども言いましたけど、やはり募集をして協力してくれるかどうかというのは、こっちが言うんでなしに、向こうからしてもらうということにもして、それで一定、ほんまに使えるかどうかというのは検査をするということですから、本当に理に適ったものではないかな、というふうにも思います。

それと、付け加えて言いますけど、町の防災計画の12節の防災拠点施設整備の中で、拠点避難

所として有すべき機能として雨水タンクとか防災井戸・太陽光発電などライフラインの整備と書かれています。ここでも、防災井戸の必要性が書かれておるわけであります。是非、検討していただきたい。個人の企業も当然ですが、個人にもそういう募集を呼び掛けてはどうか、検討していただきたいと思うんですが、どうでしょうか。再度、再問したいと思います。

○議長（水口昭彦君） 東根副町長。

〔副町長（東根弘幸君）登壇〕

○副町長（東根弘幸君） １１番石田 実議員さんの１点目「大規模災害時の対応について」の２点目の再問について、御答弁をさせていただけたらと思います。

先ほど、課長の方からもお話ありましたように、一般の御家庭だけでなく、企業等が保有する井戸水を生活用水等として提供・供給していただくように現在、模索をしているということでございますので、企業だけでなく一般企業も併せて模索をしているという状況でございますので、御理解をいただけたらと思います。

以上で、１１番石田 実議員さんの再問の御質問の答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） １１番石田 実議員。

〔１１番（石田 実君）登壇〕

○１１番（石田 実君） ありがとうございます。是非、いろんな角度から水の確保ということで、防災井戸というのは、排水管と比べて縦には結構、地震には強いというふうなこともいわれておりますので、是非、また検討いただけるよう、お願いをしておきます。

それでは、次に「高齢者の補聴器購入費の助成について」でございます。その１点目「非課税世帯への補聴器購入に補助金を出してはどうか。」と、こういう質問であります。対象も６５歳以上の軽度・中度等の難聴者ということになります。補聴器につきましては、前にも「補聴器購入に補助金を出してはどうか。」という質問をしましたが、今回も質問をさせていただきます。

加齢難聴は４０歳から始まり６５歳から７４歳までに３人に１人がかかり、７５歳以上では約半数が難聴に悩んでいるといえます。難聴になりますと、相手とのコミュニケーションが取りづらくなり、だんだんと孤立化していきます。孤立化することによって、認知機能にも影響を及ぼすことになります。また、災害時などに連絡もつきにくくなったり、交通事故も心配です。こうしたこともあり、補聴器に補助金を出している市町村も増えております。

「一般社団法人日本補聴器販売店協会」が行った調査によりますと２０２３年４月２８日現在で１４３自治体であったものが、同じ年度の１２月１日では２３７か所、約８か月で９４の自治体が助成に踏み切っております。それぞれ条件がございますが、６５歳以上で軽度・中等度の難聴者で非課税世帯、あるいは本人非課税というのが多いようであります。やはり高齢化が進むにつれ、高齢者対策に向けて力を入れられているのではないかと思います。

本町も非課税世帯に対し、補聴器購入に補助金を出してはどうかと、こういう質問でございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（水口昭彦君） 楠本福祉保健課長。

〔福祉保健課長（楠本 剛君）登壇〕

○福祉保健課長（楠本 剛君） 11番石田 実議員さんの質問事項の2「高齢者の補聴器購入助成について」「非課税世帯の方へ補聴器購入の助成金を出してはどうか。」との御質問に対し、答弁をさせていただきます。

大きな声でも聞きづらい、両耳70dB以上等の難聴となった場合に、聴覚障害6級の状態で身体障害者手帳の交付を受け、申請を頂ければ、徳島県障がい者相談支援センターで交付判定を頂き、原則1割の自己負担で補聴器の購入が可能となります。板野町で聴覚障害により身体障害者手帳を交付されている方は現在103人ですが、9割以上が高齢者となっており、補聴器購入助成の金額は、令和4年度で14人、115万7,385円で、1人当たり8万2,670円となっています。

令和2年3月議会また令和4年3月議会でも御質問いただきました、高齢者に対する補聴器の購入助成でございますが、板野町の非課税世帯の方で65歳以上の方は、約1,800人おられます。補聴器の金額も平均で9万2,000円と高額で、更には診断書発行にも費用が掛かりますが、金銭面よりも何よりも給付の判定を町で行うことができないため、県の機関で聴覚障害の判定を受けずに、町独自で補聴器の補助を行うことはできないと考えております。

以上で、11番石田 実議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） 11番石田 実議員。

〔11番（石田 実君）登壇〕

○11番（石田 実君） 障がい者の認定のことを言っているのではなくて、中等・軽度の方々の非課税世帯に対することを言っているもので、もちろん、それを検査するに当たっては当然、診断書が要ると思います。軽度とか中等度ということで、障がい者には、なかなか当たらないけど、そういう人にいかに、そういう補助金を出して、少なくとも聞きづらい。それで、なかなかそういう場合には先ほども言いましたけど、難聴になると自立生活の支障となる日常生活動作が悪くなったり、介護が必要になる、そういう場合もあるかと思います。

高知県のい町では、上限3万円の補助金が出ます。また、四万十町においても、費用の2分の1で上限5万円の補聴器補助がございます。それぞれ規定を作っておるわけですが、例えば、本町でも100万円の予算で5万円の補助があった場合には20人が受けられることにもなります。是非、そのことについても検討していただきたいと思うんですが、どうでしょうか。ちょっと再問させていただきます。

○議長（水口昭彦君） 東根副町長。

〔副町長（東根弘幸君）登壇〕

○副町長（東根弘幸君） 石田議員さんの再問について、御答弁をさせていただけたらと思います。

今、高知県でしょうか。

○11番（石田 実君） そうです、はい。

○副町長（東根弘幸君） 補助している所が、自治体があるということでございますが、いろいろ資格なり、何なりというのも、いろいろ多角面で検討させていただけたらと思います。

ただ、それが前向きかどうかはわかりませんが、一生懸命、検討の方は、いろいろ情報はひらってみて検討の方をさせていただけたらと思います。

以上で、１１番石田議員さんの再問の答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） １１番石田 実議員。

〔１１番（石田 実君）登壇〕

○１１番（石田 実君） 検討していただけるというふうなことから、是非、お願いしたいと思っています。先ほども言いましたが１４３の自治体であったものが、同年度の１２月１日では２３７件の所の自治体で、もう既に始まった。この８か月の間に９４、約１００の自治体がそういう制度を取り入れたということですから是非、前向きに検討していただきたいと思っています。

それでは、最後になりますが、次に「国民健康保険証とマイナ保険証について」であります。その１点目は「国民健康保険証がマイナンバーカードに紐付けていない場合、また、そもそもマイナンバーカードを作っていない場合の国民健康保険資格確認書はどうなるのか。」という質問であります。このデジタル技術については、極めて急速に大規模に発達し、普及し始めております。その活用が国民生活の利便性に大きくつながると思いますが、しかし、一つ間違えば、個人情報が一瞬にして流出のおそれもあります。

もともと、マイナンバーカードを持つか持たないかは、任意とされていましたが、それがマイナンバーカードに健康保険証を紐付けることによって、健康保険証は全ての人が加入する皆保険制度ですから、国民全てにマイナンバーカードを取得せよ、というものであります。この１２月２日に現行の国民健康保険証が廃止されることになりましたが、このマイナ保険証は２０２１年１０月から始まりましたが、いまだ利用率は１０％以下の状況です。問題点も全国保険医団体連合会によりますと、資格情報これが無効とか、住所・名前が違う誤登録といったトラブルを経験した医療機関のうち８５％が今、使われている健康保険証で資格確認をしたとしております。こうした状況下では、住民も不安を感じているのではないのでしょうか。こうしたことも踏まえまして、国民健康保険証について質問をいたすわけではありますが、国民健康保険証は１２月２日に廃止されます。

しかし、マイナンバーカードに紐付けができていなかった場合や、そもそもマイナンバーカードを持っていない場合など、国民健康保険資格確認書は発行してもらえるのかどうか、という質問であります。この点について御答弁のほど、お願いをいたします。

○議長（水口昭彦君） 山田住民課長。

〔住民課長（山田裕子君）登壇〕

○住民課長（山田裕子君） １１番石田 実議員さんの質問事項「国民健康保険証とマイナ保険証について」の御質問に対し、答弁をさせていただきます。

総務文教常任委員協議会でも御説明させていただきましたとおり、令和６年１２月２日から現行

の保険証は発行されなくなります。板野町の国民健康保険被保険者証は毎年８月１日に更新しており、令和６年７月には８月１日から令和７年７月３１日まで従来どおり１年間使える保険証を発行いたします。来年度、令和７年７月には、特に住民の方からの申請がなくても、マイナンバーカードの保険証利用の登録をされていない方や、マイナンバーカードをお持ちでない方には、町から保険証に代えて資格確認書をお送りする予定となっております。この資格確認書で今までの保険証と同様に医療機関を受診できます。

以上で、１１番石田 実議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） １１番石田 実議員。

〔１１番（石田 実君）登壇〕

○１１番（石田 実君） 御答弁を頂きました。国保加入者全ての人に今回は、資格確認書を送るということですのでよろしいですね。もうちょっと確認の意味で再度、再問したいと思いますので、答弁をお願いします。

○議長（水口昭彦君） 山田住民課長。

〔住民課長（山田裕子君）登壇〕

○住民課長（山田裕子君） 石田 実議員さんの「国民健康保険証とマイナ保険証について」の御質問の再問に対して、答弁をさせていただきます。

今年は、従来どおりの保険証を発行させていただきます。来年度は、マイナ保険証にしていない方に対して、資格確認書をお送りする予定となっております。

以上で、再問に対する御答弁とさせていただきます。

○議長（水口昭彦君） １１番石田 実議員。

〔１１番（石田 実君）登壇〕

○１１番（石田 実君） トラブルがないように、お願いしたいと思います。そうしたことであります。周知も今後もしなくてはならないと思いますので、チラシなど早く作っていただいて配布、住民の皆さんにわかるような説明の文書を早く作っていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（水口昭彦君） 以上で、１１番石田 実議員の一般質問は終了いたしました。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） これで、一般質問通告者の質問は終了しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。ここで、お諮りします。

この際、会議の都合により会期日程を変更し、明日の日程１４日、一般質問・議案審議を日程１４日、議案審議に変更したいと思いますのですが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、会期日程を変更し、明日の日程１４日、一般質問・議案審議を日程１４日、議案審議に変更することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（水口昭彦君） 本日は、これで散会します。

なお、明日１４日、午前１０時より本会議を再開し、提出議案に対する審議を行います。

ありがとうございました。

午前１１時３８分 散会